

第6期第24回むかわ町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年6月25日(木) 午後2時00分から午後2時39分

2. 開催場所 穂別町民センター つつじホール

3. 出席委員 ○(26名)

4. 欠席委員 △(1名)

| | | | | | | | | |
|-----|--------|---|-----|--------|---|-----|--------|---|
| 1番 | 清瀬 利一 | ○ | 11番 | 中澤 浩 | ○ | 21番 | 佐々木 保成 | ○ |
| 2番 | 鈴木 秀子 | ○ | 12番 | 佐田 正彦 | ○ | 22番 | 金谷 仁 | ○ |
| 3番 | 清野 薫 | ○ | 13番 | 藤岡 健人 | ○ | 23番 | 梅藤 勝 | ○ |
| 4番 | 小笠原 正実 | ○ | 14番 | 森山 幸治 | ○ | 24番 | 青木 茂美 | ○ |
| 5番 | 山谷 和彦 | ○ | 15番 | 石崎 代里子 | ○ | 25番 | 田代 英孝 | ○ |
| 6番 | 山本 好一 | ○ | 16番 | 土田 泰弘 | ○ | 26番 | 藤江 政利 | ○ |
| 7番 | 毛利 武 | ○ | 17番 | 伊藤 正人 | ○ | 27番 | 中島 勝美 | ○ |
| 8番 | 林 利輝 | ○ | 18番 | 貞廣 賢治 | ○ | | | |
| 9番 | 宇南山 浩利 | ○ | 19番 | 平島 道弘 | ○ | | | |
| 10番 | 星 力 | △ | 20番 | 遠藤 一三 | ○ | | | |

5. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件
- 第4 報告第2号 むかわ町農地転用届出事務処理要領第2条の規定による届出書の受理に関する件
- 第5 報告第3号 地区委員会の結果に関する件
- 第6 報告第4号 農地法第41条第1項の規定による所有者を確知できない農地を利用する権利の設定に関する北海道知事の裁定に関する件
- 第7 報告第5号 農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画(案)の作成申出に関する件
- 第8 報告第6号 農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件
- 第9 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 第10 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 第11 議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件
- 第12 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画(案)の決定に関する件
- 第13 議案第5号 農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件

6. 農業委員会事務局職員

本 庁－事務局長 東 和博、主任 水澤 圭助
穂別支局－支局長 藤野 真稔、主事 伊藤 貴大

7. 会議の概要

| | |
|------|---|
| 事務局長 | 総会の開催にあたり、中島会長から挨拶と引き続き進行をお願いします。 |
| 会 長 | 【会長挨拶】 |
| 議 長 | それでは、総会に入ります。本日の出席委員は26名です。欠席は、10番星力委員です。定足数に達しておりますので、ただ今から第6期第24回むかわ町農業委員会総会を開催いたします。それでは、議事日程に従い進めてまいります。 日程第1「議事録署名委員の指名」ですが、1番・清瀬利一委員と2番・鈴木秀子委員の両名を指名したいと思いますよろしいでしょうか。 <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> |
| 議 長 | それでは、両名に決定をいたします。 日程第2「会期の決定」ですが、本日の案件は、報告6件、議案5件の合わせて11件です。従って、会期は本日一日にしたいと思いますよろしいでしょうか。 <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> |
| 議 長 | 異議がないようですので、会期は本日一日と決定いたしました。 続いて、諸般の報告ですが、お手元に印刷配布しております諸般の報告のとおりですので、御了承願います。 それでは、日程第3 報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 |
| 主 任 | 報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。 議案書2ページをお開き願います。 2ページから3ページに合意解約の通知を受理した内容を掲載してございます。6件・19筆・163, 734.92㎡となっています。 1番につきましては、これまで耕作を行っていた●●さんが経営規模縮小をするため解約に至ったものです。 2番から5番につきましては、これまで耕作を行っていた●●さんが法人を立ち上げ、借り換えを行うため解約に至ったものです。 1番から3番及び5番のその後の農地利用については、のちの議案第3号でお諮りいたします。 なお、3番の●●さんが所有する農地につきましては、合意解約後、●●さんが亡くなられたため、相続が完了し次第、手続きを進める予定であります。 |

| | |
|-----|--|
| 主 任 | <p>6番につきましては、●●<農地所有適格法人>から使用貸借権により経営していた農地ですが、農家住宅を建築する計画のもと、後の議案第2号によりお諮りします農地法第5条の申請をするにあたり、農地以外の利用となるため解約に至ったものでございます。</p> <p>以上で報告第1号の説明を終わらせていただきます。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第1号について、質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>質疑なしと認め、報告第1号は、原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第4 報告第2号「むかわ町農地転用届出事務処理要領第2条の規定による届出書の受理に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> |
| 主 任 | <p>報告第2号、むかわ町農地転用届出事務処理要領第2条の規定による届出書の受理に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>議案書5ページをお開き願います。</p> <p>本件のように、自ら農業のために建設する200㎡未満の農業用施設への転用の場合は、転用許可は不要でございますが、本町の場合は、その転用が正しいものであるかどうか、事務処理要領を定め、200㎡未満の転用についても届出をしていただくこととしております。</p> <p>今回の届出書の内容につきましては、事務局で内容を審査した結果、この転用が正当であると認められますので、6月8日付けで受理通知書を交付しております。</p> <p>なお、6ページから9ページまで現況地目図・配置図等を添付しておりますのでご確認下さいますようお願いいたします。</p> <p>以上で 報告第2号の説明を終わらせていただきます。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第2号について、質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>質疑なしと認め、報告第2号は、原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第5 報告第3号「地区委員会の結果に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> |
| 主 任 | <p>報告第3号、地区委員会の結果に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>6月につきましては、議案に記載のとおり、6月15日に川西地区委員会、川東地区委員会、穂別地区委員会を開催しております。</p> <p>川西地区委員会では、利用集積計画の利用権設定4件について審議した結果、適当と判定しています。</p> <p>川東地区委員会では、利用集積計画の利用権設定1件について審議した結果、</p> |

| | |
|-----|---|
| 主 任 | <p>適当と判定し、また、あっせんの申出 1 件について審議した結果、農地中間管理機構の買入れが必要と判断したところです。なお、あっせんの申出内容については 1 1 ページに記載しておりますのでご確認をお願いいたします。</p> <p>穂別地区委員会では、中間管理事業の農用地利用配分計画の調整 2 件について審議した結果、適当と判定しております。</p> <p>以上で報告第 3 号の説明を終わらせていただきます。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第 3 号について、質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>質疑なしと認め、報告第 3 号は、原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第 6 報告第 4 号「農地法第 4 1 条第 1 項の規定による所有者を確知できない農地を利用する権利の設定に関する北海道知事の裁定に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> |
| 主 事 | <p>報告第 4 号、農地法第 4 1 条第 1 項の規定による所有者を確知できない農地を利用する権利の設定に関する北海道知事の裁定に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>議案書 1 3 ページをお開き願います。</p> <p>本件は、3 月総会で報告しました農地法第 4 1 条第 1 項に基づく通知を農地中間管理機構である北海道農業公社へ行った農地を北海道知事の裁定により中間管理機構が利用権を得たこと報告する内容です。</p> <p>議案の 1 3 ページから 1 5 ページに、知事裁定に対しての通知類を添付しております。</p> <p>なお、議案第 4 号にて農地の利用配分の議案をお諮りさせていただきます。以上で報告第 4 号の説明を終わらせていただきます。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。報告第 4 号について、質疑ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なし)</p> |
| 議 長 | <p>質疑なしと認め、報告第 4 号は、原案どおり承認することに決定いたします。続いて、日程第 7 報告第 5 号「農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画（案）の作成申出に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p> |
| 主 任 | <p>報告第 5 号、農地保有合理化事業に伴う農用地利用集積計画（案）の作成申出に関する件について、ご報告申し上げます。</p> <p>議案書 1 7 ページから 2 7 ページに申出書の写しを添付してございます。</p> <p>平成 2 7 年度に農地保有合理化事業により所有権が農業公社に移転しておりますが、公社から耕作者への所有権移転について、集積計画の作成申出がありました。これら申し出に基づき、町は集積計画を作成しております。計画の内</p> |

主任 容につきましては、議案第3号にてご説明申し上げます。
以上で報告第5号の説明を終わらせていただきます。

議長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。
報告第5号について、質疑ありませんか。

議長 (異議なし)

議長 質疑なしと認め、報告第5号は、原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第8 報告第6号「農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

主任 報告第6号、農地法第2条第3項に規定する農地所有適格法人に関する件について、ご報告申し上げます。
議案書28ページをお開き下さい。
新規農地所有適格法人の参入の報告でございます。
それでは、農地所有適格法人として要件を備えているかをご報告させていただきます。

1点目に、組織形態要件です。農地所有適格法人は、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社、株式会社のいずれかでなければなりません。組織形態は株式会社でありますので、要件を満たしております。

2点目に事業要件です。これは主たる事業が農業でなければなりません。議案の事業内容欄に1から5まで記載しておりますが、農業に関する事業が記載されている事が確認でき、主たる事業が農業であると認められ、また、要件上、売り上げの過半は農業収入であることが要件となっておりますが、こちらも要件を満たしていると認められます。

3点目に構成員要件です。これは構成員である者のうち農業関係者だけで総議決権の過半を越えてなければなりません。総議決権数は2であり、農業関係者であると認められる構成員の議決権合計も2となるため、要件は満たしていると認められます。

4点目は、業務執行役員要件です。業務執行役員の過半に該当する者が、出資者であり、なおかつ150日以上農業に従事する者でなければなりません。構成員要件の時に説明しておりますが、業務執行社員である2名は出資者であり、かつ、2人とも年間農業従事日数を150日を越えているため、こちらも要件は満たしていると認められます。

最後に常時従事要件です。法人の農業に従事する構成員・従業員等のうち誰か一人以上の者が年間60日以上農作業に従事することが求められる要件となります。先にもご説明させていただいておりますが、業務執行社員2人は、いずれも年間農作業従事日数が、60日を越えておりますので、要件は満たしていると認められます。

以上、●●〈農地所有適格法人〉については、農地所有適格法人の要件をすべて満たしていると認められるところでございます。

なお、農地の取得等、詳細は後の議案第3号でお諮りした際に、ご説明いたします。

以上で報告第6号の説明を終わらせていただきます。

議 長 事務局の説明が終わりました。これから、説明に対する質疑を行います。
報告第 6 号について、質疑ありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、報告第 6 号は、原案どおり承認することに決定いたします。
続いて、日程第 9 議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件」をを議題といたします。事務局より説明を求めます。

主 任 議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。
議案書 3 1 ページをお開き願います。
こちらは、●●<農地所有適格法人>が昨年まで作付けを計画していた農地を経営規模縮小のため賃貸借するものです。
以上、1 件、事務局と農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況を確認しており、別添の調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。
3 2 ページから 3 3 ページまで、図面、調査書を添付しておりますのでご確認願います。
以上で議案第 1 号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

1 9 番 1 番について、現地を確認をしましたので報告します。
●●<農地所有適格法人>の経営規模縮小によりまして、農地を賃貸借する案件でございます。
賃貸を受ける●●さんは契約後は、ブロッコリー等を作付けする計画となっております。これまでの耕作状況から適正に耕作されるとともに、周辺農地への影響はないものと判断します。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑ありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第 1 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第 1 号は、原案どおり決定いたします。
続いて、日程第 1 0 議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に関

議 長 する件」をを議題といたします。事務局より説明を求めます。

主 事 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請に関する件について、ご説明を申し上げます。
 議案書35ページになります。
 本件につきましては、報告第1号でもご説明させていただきましたが、●●<農地所有適格法人>●●である●●さんが自己住宅を建設する5条案件でございます。
 申請地の農地区分は第1種農地であります。本件は町の農業振興地域整備計画の中で「農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項」に位置付けられた農家住宅の建設であり、農地の区分と転用目的は特に問題ないと考えます。また、面積・事業案件により北海道農業会議への意見聴取については不要案件となっております。
 36ページから39ページまで、現況地目図・配置図や平立面図、調査表を添付しておりますので、ご確認お願いいたします。
 以上で議案第2号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 ただいまの説明に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

23 番 現地を確認してきましたので報告いたします。
 本申請は、●●さんが農家住宅を建築する5条案件であります。
 宅地と傾斜地が多い山林に挟まれた農地であり、周辺農地に与える影響はないものと認められます。また、転用目的、転用面積等も特に問題はないと判断します。以上です。

議 長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。
 説明に対する質疑ありませんか。
 (異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第2号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。
 (異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第2号は、原案どおり決定いたします。
 続いて、日程第11 議案第3号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

主 任 議案第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。
 41ページから、所有権移転10件です。

主任 1 番から 10 番までいずれも、報告第 5 号でご報告申し上げました農業公社からの売渡に伴う所有権移転となっております。

続いて、54 ページから利用権設定 4 件です。

1 番から 3 番につきましては、報告第 1 号、第 6 号ので申し上げました、●●さんが法人を立ち上げ、借り換えを行うための利用権設定となります。

4 番につきましては、報告第 1 号でご説明したとおり、●●さんの経営規模縮小により解約されたため、地域の担い手に新たに利用権を設定する案件です。

以上、所有権移転 10 件、28 筆、利用権設定 4 件、16 筆ですが、この計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項にある全部効率利用要件など受け手の各要件を満たしていると考えます。

なお、所有権移転関係につきましては、44 ページから 53 ページ、利用権設定関係につきましては、55 ページから 58 ページにそれぞれの図面を添付しておりますので、ご確認願います。

以上で議案第 3 号の決定に関する件の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議長 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。

説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議長 質疑なしと認め、議案第 3 号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 ご異議がないようですので、議案第 3 号は、原案どおり決定いたします。

続いて、日程第 12 議案第 4 号「農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の決定に関する件」を議題といたします。なお、本案件中、●●委員、●●委員が被設定人となっているため、議事参加ができませんが、質問などを行わないことを条件に退席しないでこのまま審議を続けることとしてよろしいかお諮りいたします。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 異議がないようですので、このまま審議に入ります。事務局より議案の説明をお願いいたします。

主事 議案第 4 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農用地利用配分計画（案）の決定に関する件について、ご説明を申し上げます。60 ページになります。利用配分計画 2 件です。

こちらの 2 件の農地ですが、報告第 4 号においてご説明させていただいた農地について、その後の耕作者の調整として本案件の審議となります。

1 番の農地ですが、当該地は平成 29 年 12 月まで●●さんが利用権を設定

主 事 | し耕作しておりましたが、土地管理者が死亡したため、利用権の設定期間を迎えたものの更新ができず、それ以降は保全管理されていたものです。

●●さんは、営農継続が見込まれる認定農業者であることから、本利用配分計画の内容は適当であると考えます。

2番の農地ですが、こちらも土地管理者が死亡した後、所有者所在不明となっており長きにわたり地域の担い手である●●さんにより保全管理されていたものです。

●●さんは今後息子である●●さんに経営移譲する予定であるため、●●さんがこの農地を耕作することになります。●●さんと●●さんは家族協定を結んでおり、●●さんも認定農業者として町から認定されておりますので、本利用配分計画の内容は適当であると考えます。

61ページから62ページまで、それぞれの図面を添付しておりますので、ご確認願います。

以上で議案第4号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 | 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 | 質疑なしと認め、議案第4号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 | ご異議がないようですので、議案第4号は、原案どおり決定いたします。

続いて、日程第13 議案第5号「農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

主 任 | 議案第5号、農地中間管理機構による農用地の買入れ協議を行う旨の通知要請に関する件について、ご説明を申し上げます。

議案書64ページをお開き願います。

本件につきましては、先ほどの地区委員会の報告でも申しあげましたとおり、認定農業者が農地売買支援事業の利用を希望し、農地中間管理機構の買入が必要と判断したところであります。

なお、65ページから66ページまで、の町長宛の要請書、図面を添付しておりますので、ご確認願います。

以上で議案第5号の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。

議 長 | 事務局の説明が終わりました。これより、質疑に入ります。
説明に対する質疑はありませんか。

(異議なし)

議 長 質疑なしと認め、議案第5号は、原案どおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 ご異議がないようですので、議案第5号は、原案どおり決定いたします。
以上をもちまして本日の総会に提案された案件の審議が全て終了いたしましたので、閉会といたします。なお、次回の総会の開催日は、7月27日に召集いたしますのでよろしくお願いいたします。大変お疲れ様でした。